

平成26年報告書に提言された取組のうち、
回収率目標達成アクションプランの
取組状況について

平成29年12月4日
経済産業省
環境省

特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランの策定経緯

【アクションプラン策定までの経緯】

- 平成26年10月、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）意見具申。
- 平成27年1月の合同会合において、報告書を踏まえ各主体が取り組むべき施策を工程表として取りまとめ、毎年一回、合同会合において、工程表の実施状況の評価することとした。
- 平成27年3月、報告書を踏まえ、家電リサイクル法の基本方針に、廃家電の回収率目標（平成30年度までに56%以上とする）を新たに規定した。
- 平成28年1月の合同会合において、報告書に定められた取組のうち、回収率目標の達成に関する取組について、各主体の取組目標とその評価・点検方法をまとめた「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を審議いただき、必要な修正を加え、同年3月に策定した。

アクションプランの構成

| 取組の類型 | 取組項目 |
|---------------------|---|
| Ⅰ 排出者による適正排出の促進 | 1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発 |
| | 2) 排出者の経済的負担の軽減 |
| | 3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化 |
| Ⅱ 違法業者・違法行為の対策・指導等 | 1) 違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等)の指導の徹底 |
| | 2) 水際対策 |
| | 3) 不法投棄対策 |
| Ⅲ 流通フローの把握精度の向上・その他 | |

類型 I : 排出者による適正排出の
促進に関する取組

類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------------|-----|--|---|---|-------------------------------------|-------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 | 国 | <p>・消費者の適正排出を促すよう、以下を実施。</p> <p>①動画の作成・配信 ②経産省HPに特設ページを掲載 ③関係団体・企業等へ周知 ④リステイング広告等による特設ページへの誘導</p> <p>・無許可の廃棄物回収業者を利用しないよう啓発するチラシ29万部を住民啓発用として自治体に配付。</p> <p>・消費者教育の観点からも、教育関係者により構成される「小型家電リサイクルその他の3R(循環)教育推進のための検討会」を開催するとともに小学生向けのモデル事業を実施。</p> | <p>・製造業者等、小売業者と連携し、左記特設ページのキャラクターを使用したポスターを作成し、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施。</p> <p>・学校教育の場において、小型家電リサイクル法の普及と合わせて実施。</p> | <p>・関係主体で連携し、左記ポスターも使用しつつ、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施。</p> <p>・周知・広報等に関する専門家へのヒアリングを実施しつつ、消費者団体や自治体の意見も聴きながら、ポスターの改訂を行い、より幅広い場においてポスター掲示を行う予定。</p> <p>・28年度に引き続き、学校教育の場において小型家電リサイクル法の普及啓発と合わせて実施。</p> <p>・経済産業省と指定法人とが連携して、仕組みや排出方法について特設サイトにより情報発信。製造業者等や小売業者などのホームページ等においてリンクを設けていただいている。閲覧数を踏まえ、経済産業省のホームページのトップページにも特設サイトのリンクバナーを掲載(平成29年10月末現在)</p> <p>・小売業者以外で排出者から家電4品目の排出に係る問合せを受ける機会が多いと考えられる、引越業者や建物解体事業者に向けた説明資料を作成予定。</p> | 1.(2)1 段目 1.(2)3 段目 2.(1)3 段目 | 資料3-1 |
| | 自治体 | <p>・適正排出の方法に関し、市町村のHP、広報紙、ごみカレンダー等の媒体を通じて住民に対する周知・広報を実施する。</p> <p>・地域のNPO等と連携し、環境イベント等を通じて、家電リサイクル法や義務外品への対応等について告知を図る。</p> | <p>・印刷物による廃家電4品目の処理方法の説明としては「小売店に引取り義務があるものとならないもの場合分けして説明」が最も多く42.2%、特に記載していないは1.6%となっている。</p> <p>・ホームページによる廃家電4品目の処理方法の説明としては「小売店に引取り義務があるものとならないもの場合分けして説明」が最も多く42.2%、特に記載していないは10.8%となっている。</p> | <p>・HPや広報紙、ごみカレンダー等で、住民が排出に困らないように周知を行っている。</p> | | |

類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------------|------------|--|---|--|--|---------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 | 指定法人・製造業者等 | Webサイト、カタログ、取扱説明書等による普及啓発の実施する(わかりやすい場所への掲載等)。 プラント見学会及び展示会等での普及啓発を実施する。 普及広報WGで協議し、施策を実行する。 消費者代表の方々との懇談会を実施する。 | (指定法人・製造業者等に共通した取組) ・国、小売業者と連携してポスターを作成し、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施(再掲)。 (製造業者等の取組) ・ポスターを指定引取場所及びリサイクルプラントへも配布。 | (指定法人・製造業者等に共通した取組) ・関係主体で連携し、左記ポスターも使用しつつ、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施。(再掲) ・ポスターの改訂を行い、より幅広い場においてポスター掲示を行う予定。(再掲) (製造業者等の取組) ・ポスターを指定引取場所及びリサイクルプラントへも配布。 | 1.(2)1 段目 1.(2)2 段目 1.(2)3 段目 2.(1)3 段目 | 資料3-1 (再掲) |
| | | 指定法人における消費者向けサイトについて、更に消費者の利便性を高める。 | (製造業者等の取組) ・各メーカーのWebサイト、製品カタログ、取扱説明書等にて、適正排出に係る周知を実施。 ・消費者や地域住民の理解促進を図り、小学校等の環境教育に貢献するため、全国の家電リサイクルプラントにて、見学者を受け入れている。(H27実績: 26,335人、H28実績: 25,287人) ・国と連携して家電リサイクルプラント見学会を実施し、地方の消費者団体・小売業者等に御参加いただいた(再掲)。 ・イベントへの出展などを通じて家電リサイクル技術や環境への取組を紹介。 平成29年度の例: 東京銀座にあるイベントスクエアにおける展示(平成29年2月から同年6月まで) | (指定法人の取組) ・消費者代表等との懇談会の実施。 ・普及広報WGにおいて、新たな普及広報について検討・提案。 ①スマホ対応のWebサイトに、平成28年9月末、義務外品の回収体制を構築した市町村のHPへのリンクを貼り、消費者の利便性を高めた ②マイナビウーマン、グノシーと連携し、記事広告の実施 ③重点広報期間において、普及啓発ラジオ広告やシネアド広告の実施 | (指定法人の取組) ・消費者代表等とプラント見学と合わせ懇談会を実施。 ・有識者による普及啓発活動に関する検討会を家製協内に設置し、従来及び今後の活動について評価・検討を行った。 ・エアコンの販売が伸びる夏場に合わせ、リスティング広告やマイナビウーマン・マイナビニュースにおける記事広告を実施。 ・スマホ対応のWebサイトについて、最寄の自治体へのリンク先の再整備を実施した(リンク先数 786自治体)。 | |
| | | (指定法人の取組) ・消費者団体の方々とプラント見学と合わせ懇談会を実施。 ・普及広報WGを家電製品協会内に設置。新たな普及広報について検討・提案。 ①一般排出者の排出場面を想定し、適正排出に誘導するスマホ対応のWebサイトを新たに開設 ②Webサイトに連動し、ラジオCM等を実施 | (指定法人の取組) ・消費者代表等との懇談会の実施。 ・普及広報WGにおいて、新たな普及広報について検討・提案。 ①スマホ対応のWebサイトに、平成28年9月末、義務外品の回収体制を構築した市町村のHPへのリンクを貼り、消費者の利便性を高めた ②マイナビウーマン、グノシーと連携し、記事広告の実施 ③重点広報期間において、普及啓発ラジオ広告やシネアド広告の実施 | (指定法人の取組) ・消費者代表等とプラント見学と合わせ懇談会を実施。 ・有識者による普及啓発活動に関する検討会を家製協内に設置し、従来及び今後の活動について評価・検討を行った。 ・エアコンの販売が伸びる夏場に合わせ、リスティング広告やマイナビウーマン・マイナビニュースにおける記事広告を実施。 ・スマホ対応のWebサイトについて、最寄の自治体へのリンク先の再整備を実施した(リンク先数 786自治体)。 | | |

類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------------|---|--|---|--|------------------------|---------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 | 小売業者 重点広報期間(年末年始、夏のボーナス時等)を設け、積極的な広報を実施する。 来店時や販売時といった消費者と接する機会に積極的な広報(共通コンテンツを活用したわかりやすいチラシの配布や購入者への廃家電の引取りに関する声かけ運動等)を実施する。 | — | <ul style="list-style-type: none"> 国、製造業者等と連携してポスターを作成し、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施(再掲)。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係主体で連携し、左記ポスターも使用しつつ、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施。(再掲) ポスターの改訂を行い、より幅広い場においてポスター掲示を行う予定。(再掲) | 1.(2)1 段目 2.(1)3 段目 | 資料3-1 (再掲) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> (大手家電流通協会の取組) ・経済産業省の特設ページへのリンクを会員各社HPに貼る。 ・オリジナルポスターを作成し、経産省特設HPへのQRコードを掲載して更に周知を図るとともに、『私たちは家電リサイクル法に沿った適切な取り組みを行っています。』と宣言。 ・家電を購入する消費者に対して、廃家電の有無を確認し、適切な排出方法を説明するなど、接客の中でも適切に対応。 | <ul style="list-style-type: none"> (大手家電流通協会の取組) ・上記ポスターについて、各店舗での掲示を促進。 | | | |
| 販売員等の教育 | 小売業者 顧客との直接的な関わりを有する販売員や小規模な小売店の店主等を対象とした家電リサイクル法に関する研修の実施や対応マニュアルの策定をする。 | <ul style="list-style-type: none"> (大手家電流通協会の取組) ・各社各々の対応マニュアルを作成し、従業員に周知徹底。それに対するチェック機能を働かせている。 | <ul style="list-style-type: none"> (全国電機商業組合連合会の取組) ・上記ポスターについて、組合員全店へ配布、店頭掲示(現在も継続実施)。 ・重点広報期間を中心として、業界新聞(約2万部発行)において、広告記事を掲載し、組合員に対する広報・周知活動を実施。 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> (全国電機商業組合連合会の取組) ・各都道府県の商業組合において、小売業者に対して周知を実施。 ・経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携について、経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施(再掲)。 | | | | |

類型Ⅰ-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------------|--|--|--|--|----------------------|------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 | 消費者団体等 ・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施。 | (持続可能な社会をつくる元気ネットの取組) ・小学校全学年対象の3R出前講座(5回)や普及啓発と消費行動をテーマにマルチステークホルダー会議を実施。 ・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索性スマートフォンサイトの作成に協力。 | (持続可能な社会をつくる元気ネットの取組) ・3R出前講座や普及啓発と消費行動をテーマにマルチステークホルダー会議を実施。 ・指定法人が作成した広報に関して、感想や意見を提案。 ・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索性スマートフォンサイトの作成に協力。 | (持続可能な社会をつくる元気ネットの取組) ・指定法人が作成した広報に関して、感想や意見を提案。 ・エコライフフェアにおいて、家電リサイクルの認知度に関するアンケート調査を実施。 ・3Rに関する市民リーダー育成事業を、首都圏の自治体と連携して実施。 ・市民リーダーが参加する家電リサイクルプラントの見学会及びセミナーを実施した。 ・クイズ形式の問題を作成し、自治体のイベントで実施した。(9/23) ・エアコンの退職品に関するアンケート調査を実施、分析中。(500人回収済み)(9月末～現在) | 1.(2)1段目 2.(1)3段目 | |
| | | (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組) ・家電リサイクルプラントの見学会を開催。 ・他の消費者団体との家電リサイクルに関する意見交換会に参加。 ・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索性スマートフォンサイトの作成に協力。 | (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組) ・家電リサイクルプラントの見学会を開催。 ・指定法人が作成した広報に関して、感想や意見を提案。 ・薄型テレビ等題材に使用だけでなく廃棄段階での重要性を説明した冊子を作成。これを用いて教職員を対象としたワークショップを開催した。 | (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組) ・家電リサイクルに関する展示場見学会を開催。 ・指定法人が作成した広報に関して、感想や意見を提案。 ・高等学校における環境教育で授業の進め方や副読本など教材一式を作成した。また、消費者教育委員会において、高校教師向けの講座を開き、エシカルライフについて講演を行った。 ・消費者モニターに対して、リサイクルに関するワークショップを行った。 | | |

類型 1 - 2) 排出者の経済的負担の軽減

| アクションプランに規定された 具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の 該当箇所 | 関連資料 | |
|--------------------------|------------------|---|---|---|--------------|-------------------------------------|-----|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| リサイクル料金の 透明化・適正性 | 国 及び 製造業者等 | <p>【国】報告徴収の結果を確認の上、製造業者等に適宜照会やヒアリングを実施し、適正な原価を著しく上回っている場合は、助言、情報共有等を通じての料金の適正化を図る。</p> | <p>【国】 ・各年度のリサイクル費用の実績・内訳等について製造業者等から報告を徴収し、合同会合で報告。</p> | | | 1.(3)1 段目 1.(3)2 段目 1.(3)3 段目 | 資料2 |
| | | <p>【製造業者等】リサイクル費用の内訳に関する情報について、可能な範囲での国へ提供する。</p> | <p>【製造業者等】 ・国からの報告徴収に対して、品目別に、リサイクル費用の内訳について細分化して報告。</p> | | | | |
| | | <p>【製造業者等】 ・平成27年4月1日にリサイクル料金の値下げが行われた。 ※一部の製造業者等の例 エアコン1,620円→1,404円 冷蔵庫・冷凍庫 小: 3,888円→3,672円 大: 4,968円→4,644円 洗濯機・乾燥機 : 2,592円→2,484円</p> | <p>【製造業者等】 ・平成28年4月1日にリサイクル料金の値下げが行われた。 ※一部の製造業者等の例 エアコン: 1,404円→972円</p> | <p>【製造業者等】 ・平成29年4月1日にリサイクル料金の値下げが行われた。 ※一部の製造業者等の例 ブラウン管式テレビ 大: 2,916円→2,376円 小: 1,836円→1,296円</p> | | 1.(3)4 段目 | |

類型 I - 3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の 該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------------|---|--|--|--|--------------|-------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 支援売に業よるの排出取利義務性外品の向上回収体制構築 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況を把握する。 ・自治体職員に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」の内容を積極的に周知する。 ・市町村に対して回収体制の有無について連絡するとともに、体制が構築できていない市町村には、体制構築について個別で周知する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者の引取義務の対象とならない廃家電の回収体制の構築状況について把握し、合同会合で報告。 ・早期の回収体制構築の必要性について、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知。 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期の回収体制構築の必要性について、未構築自治体に対して個別で通知文を発出するとともに、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会で周知。 ・アンケート調査を実施するにあたり、回収体制構築の簡易なマニュアルを添付して、市町村の回収体制構築を支援。 ・早期の回収体制構築の必要性について、未構築自治体に対して個別で通知文を発出。その際、構築済と判断するには不足している点について提示することで、回収体制構築をいやす通知した。 ・各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会で周知。 | 1.(4)1 段目 | 資料3-2 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」をベースに小売業者等と連携・協力をしながら、利便性の高い回収体制を整備する。 ・廃家電の回収方法(義務外品を含む。)を指名したHPを作成・修正した場合は速やかに国を経由して指定法人へ連絡を入れる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各主体において回収体制を構築 ・全国都市清掃会議から全国電機商業組合に対し、体制構築への協力を要請。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国都市清掃会議において全国7地区の地区協議会総会や研修会および全国都市清掃会議の総会などを通じ周知を図ってきた。今後ともあらゆる場を活用して周知を図る。 | | |

類型 I - 3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 |
|-------------------------|--------|--|---|--|--|----------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| へ小売業者の引取義務外品の回収体制の構築 | 小売業者 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体からの小売業者の引取り義務外品に関する引取協力要請に対して積極的に対応する。 自治体からの要望に基づき自治体の広報紙やホームページへの小売業者の引取り義務外品引取協力店としての掲載へ協力する。 | <p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体からの協力依頼があった際には、自治体HPへの掲載等、前向きに対応する企業もある。 <p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引取りの現場では小売業者の引取義務の対象となるか否かにかかわらず、全店舗にて回収。 <p>(全国電機商業組合連合会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体からの要請があった場合は、連合会として「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の引取りに応じることとしており、各商組に対して応じるよう要請済み。 | <p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体から要請があった場合に積極的に対応することについては、協会全体として合意の方向で進んでおり、実際に、自治体から要請があれば、HP掲載も含めて了解し、自治体の体制構築に協力している。 | 1.(4)1段目 | 資料3-2 |
| | 製造業者等 | <ul style="list-style-type: none"> 指定法人における消費者向けサイトについて、更に消費者の利便性を高める。 | <p>(指定法人の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般排出者の排出場面を想定し、適正排出に誘導するスマホ対応のWebサイトを新たに開設(再掲)。 | <p>(指定法人の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> スマホ対応のWebサイトについて、最寄の自治体へのリンク先の再整備を実施した(リンク先数 786自治体)。(再掲) | | |
| 的廃家電回収の積極 | 小売業者 | <ul style="list-style-type: none"> 買換えに伴い発生した廃家電以外の引取り要請に対して積極的に対応する。 | <p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引取りの現場では小売業者の引取義務の対象となるか否かにかかわらず、回収。(再掲) <p>(全国電気商業組合連合の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体からの要請があった場合は、連合会として「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の引取りに応じることとしており、各商組に対して応じるよう要請済み。(再掲) | | | |
| 法廃に關する案内排出方 | 製造業者等 | <ul style="list-style-type: none"> Webサイト、カタログ、取扱説明書等による案内を実施する。 | <p>(製造業者等の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各メーカーのWebサイト、製品カタログ、取扱説明書等にて、適正排出に係る周知を実施。(再掲) | | | |
| インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等 | 家電製品協会 | <ul style="list-style-type: none"> 郵便局券の活用利便性向上の方策について検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 郵便局の窓口の閉鎖時(土日祝又は平日の夕方以降)でも、ATM端末手続だけで引き取りできるように郵便局券の運用を改善を検討。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月より、郵便局の窓口の閉鎖時(土日祝又は平日の夕方以降)においても、ATM端末手続だけで郵便局券を利用できるようにした。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に改善した郵便局券を引き続き運用しているほか、「郵便局券記入マニュアル」やホームページなどを通じて排出者への周知徹底を改めて行った。 | 1.(4)2段目 |

類型 I - 3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 | |
|----------------------|-------|---|--|---|--|-----------|--|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| 適正なリユースの推進 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・優良なリユース業者の情報を発信する。 ・適正なリユースを推進するための方策を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が適正なリユース業者かどうか判断できるようにすることが重要との意見を受け、その方策について検討。 ・リデュース・リユースの取組がより進む社会経済システムの構築を目指すため、「リデュース・リユース取組事例集」及び「リデュース・リユース データブック」を作成。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界や有識者等と意見交換を行い、市民向けの「リユース読本」及び事業者向けの「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を策定、公表。 ・廃棄物処理法、パーゼル法の見直しを開始し、輸出対策の強化を検討中であり、廃棄物処理法の見直しに係る報告書においては、「廃棄物処理法とパーゼル法の見直しにより、効果的に不適正な輸出を防止していくべきである。」と指摘されたところ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リユース業界団体の取組事例について、リユース促進事業研究会で報告・発表を行った内容を、報告書として公表。家電4品目に関する取組についても記載している。 | 1.(5)1 段目 | |
| | 小売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・リユース品を取り扱う場合は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」をベースに、各小売業者において適切な仕分け基準を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者20社に対する報告徴収等の結果として、リユースを取り扱うものは、リユース・リサイクル仕分け基準を作成しているか、又は、作成する予定となっている。 | | | | |
| | 消費者団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・適正なリユース推進に向けた協力。 | <ul style="list-style-type: none"> （持続可能な社会をつくる元気ネットの取組） ・地域で実施されるイベントの中で3R出前講座を実施。 （日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組） ・消費者を対象に3Rに関する普及啓発活動を実施。 ・消費者教育用冊子として「地球のためのエシカルライフ」を作成し、リユースの重要性を説明。 | <ul style="list-style-type: none"> （持続可能な社会をつくる元気ネットの取組） ・地域で実施されるイベントの中で3R出前講座を実施。 ・3Rに関する市民リーダー育成事業を、首都圏の自治体と連携して実施。 （日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組） ・消費者を対象に3Rに関する普及啓発活動を実施。 ・高等学校における環境教育で授業の進め方や副読本など教材一式を作成した。また、消費者教育委員会において、高校教師向けの講座を開き、エシカルライフについて講演を行った。 | | | |

類型Ⅱ：違法業者・違法行為の対策・指導等

類型Ⅱ-1) 違法な業者・行為の指導等の徹底に関する取組 (違法業者の指導)

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 | |
|-------------------------------------|------|--|--|--|---|-----------|----------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| 違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップヤード業者等)の指導の徹底 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> モデル地区等を設定し、警察・自治体等と連携した指導を促進。 違法な廃棄物回収業者の指導等について、警察庁との意見交換を実施。 上記の取組の成果を踏まえつつ、取り締まり強化に向けた制度を検討。 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況を合同会合で報告 3.19通知の内容について、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県幹部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知。 違法な廃棄物回収業者対策等の優良事例集を作成している。 自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーを実施 住民周知のため、「チラシ」や「広報」の手法についての違法な不用品回収業者取締りモデル事業を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 国は、違法な廃棄物回収業者対策等の優良事例集を作成し、全国の自治体へ送付。自治体においては当該事例集を参考に指導等を実施。 国は、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会で、違法な廃棄物回収業者対策の必要性について自治体に周知。 国は、平成27年度に引き続き、自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーを実施。 自治体においては、違法業者に対する指導等を継続して実施。 国・都道府県・市町村が連携して、違法な廃棄物回収業者の指導等に関するモデル事業を実施。 別途、廃棄物処理法の見直しが始動されており、平成28年1月19日まで意見募集されている「廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)」において、使用済電気子機器等を保管・処分等を行う者について一定の規制に係らしめ、報告徴収、立入検査や処理基準違反があった場合に必要措置を行うことなどができるようにすべきとされている。 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体は国から送付された優良事例集を参考に指導等を実施 国は、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会で、違法な廃棄物回収業者対策の必要性について自治体に周知。 国は、平成28年度に引き続き、自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーを実施予定。 国・都道府県・市町村が連携して、実施したモデル事業を基に、地方公共団体職員向けの違法な不用品回収業者の取締りの手引きを作成し、ブロック別説明会で配布。 自治体においては、違法業者に対する指導等を継続して実施。 国においては、廃棄物処理法の改正が行われ、使用済電気電子機器等を保管・処分等を行う者について、一定の規制に係らしめることとなった。今後、対象品目や、保管、処分基準等について政省令で決めていく予定である。 | 2.(1)1 段目 | 資料3-4 参考資料6 |
| | 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> 3.19通知及び国から提供される事例集等をもとに、違法な廃棄物回収業者・処分業者等に対する指導等を実施する。 国(環境省)が設定するモデル地区、重点期間において、地方環境事務所、警察、都道府県、他自治体等の関係機関と連携した指導等を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 違法業者に対する指導等を実施 | | | | |
| | 小売業者 | <ul style="list-style-type: none"> 違法な廃棄物回収業者やスクラップヤード業者に関する自治体へ情報提供を実施する。 収集運搬を委託している小売業者については、委託先の収集運搬業者(工務店を含む)の適正な監督と引取り、引渡し状況を把握する。 | <ul style="list-style-type: none"> (大手家電流通協会の取組) 経済産業省の特設ページのキャラクターを使用したオリジナルポスターを作成。無許可業者への排出を行わないよう消費者へ訴え、自治体による指導等の強化に協力している。 (全国電器商組合連合会の取組) 経済産業省の特設ページのキャラクターを使用したA4チラシを作成。無許可業者への排出を行わないよう消費者へ訴え、自治体による指導等の強化に協力している。 (大手家電流通協会の取組) 違法なおそれが高い不用品回収業者を確認した場合には、国・自治体へ情報提供を行い自治体による指導を要請している。 各社契約時に委託先の許可保有状況を確認するとともに、リサイクル券の管理番号を活用し、引取り、引渡し違反は起こさないシステムを構築している。(再掲) (全国電機商業組合連合会の取組) 委託先より適宜報告を受け、法の遵守状況を確認している。 | <ul style="list-style-type: none"> 国・製造業者等と連携し、経済産業省の特設ページのキャラクターを使用したポスターを作成し、無許可業者を典型例を示しつつ、無許可業者への排出を行わないよう消費者へ訴え、自治体による指導等の強化に協力している。 | <ul style="list-style-type: none"> 国・製造業者等と連携し、左記ポスターを用いて、消費者へ訴えを行い、自治体による指導等の強化に協力している。 | | |

類型Ⅱ-1) 違法な業者・行為の指導等の徹底に関する取組 (違法業者の指導)

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 | |
|--------------------------|------|--|--|---|--|----------------------|--------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| 違法・法外な廃棄物の回収業者の指導者やスクラップ | 国 | ・業界団体を通じて、工務店・解体業者への適正排出・適正処理に係る周知・指導を行う。 | ・各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて、通知の内容について自治体職員に周知。 | ・業界団体との意見交換を実施。特に解体工事業の業界では、会員に対する研修において、適正排出について説明を実施。 | ・業界団体との意見交換を実施。特に解体工事業の業界では、会員に対する研修において、適正排出について説明を実施。 ・解体工事業者向けの説明資料や、解体事業者が発注者に対して説明するための資料を作成予定。 | 2.(1)2段目 | |
| | 都道府県 | ・残置家電の適正な処理方法について周知。 | — | ・建設リサイクル法の重点立入期間に解体現場において周知を実施。 | | | |
| 小売業者の引取・引渡義務履行 | 国 | ・立入検査・報告徴収を通じ、インターネット販売事業者、中古品販売事業者を含む小売業者の引渡義務違反の実態を調査する。 ・インターネット販売事業者に関する調査の実施。 | ・小売業者による使用済み特定家庭用機器の引取り及び引渡し状況について合同会合で報告。 ・小売業者に対する立入検査の実施状況(平成26年度分)を公表。 ＜平成26年度立入検査実績＞ 立入検査数:494件 指導件数:209件(のべ402件) | ・小売業者に対する立入検査の実施状況(平成27年度分)を公表。 ＜平成27年度立入検査実績＞ 立入検査数:516件 指導件数:298件(のべ609件) うち引渡しに係る指導:31件 | ・小売業者に対する立入検査の実施状況(平成28年度分)を公表。 ＜平成28年度立入検査実績＞ 立入検査数:452件 指導件数:273件(のべ566件) うち引渡しに係る指導:35件 | 2.(3)1段目 2.(3)2段目 | 資料2 資料3-3 |
| | 小売業者 | ・排出者からの適正な引取り・製造業者等への引渡し徹底。 ・収集運搬を委託している小売業者については、委託先の収集運搬業者(工務店を含む)の適正な監督と引取り、引渡し状況の把握。 ・家電リサイクル券の適正な運用(発行・保管等)の実施。 | ・国に対して引取台数及び引渡台数等を報告。 (大手家電流通協会の取組) ・各社契約時に委託先の許可保有状況を確認するとともに、リサイクル券の管理番号を活用し、引取り、引き渡し違反は起きないシステムを構築している。(再掲) | ・引き続き、インターネット販売事業者・通信販売事業者、中古品販売事業者に重点的に立入検査を実施。 ・インターネット販売事業者等へアンケート・ヒアリングによる実態調査を行っているところ、その結果も踏まえつつ説明会を実施(関東・関西)。 | ・引き続き、インターネット販売事業者・通信販売事業者、中古品販売事業者に重点的に立入検査を実施。 ・インターネット販売事業者等へヒアリングによる調査を行っているところ、その結果も踏まえつつ説明会を実施予定(関東・関西・九州)。 | | |
| | | (全国電機商業組合連合会の取組) ・委託先より適宜報告を受け、法の遵守状況を確認している。 | | | | | |

類型Ⅱ-2) 水際対策に関する取組

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の 該当箇所 | 関連資料 | |
|----------------------|-----|---|---|--|--|------------------------|-------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | | |
| 水 際 対 策 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> 税関、自治体と連携した取締りを実施する。 水際対策に関する現行制度の点検等を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方を検討する。 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準の見直しする。 | <ul style="list-style-type: none"> 3R推進月間の活動の一環として廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、税関、自治体と連携した取締りを実施。 全国各地でパーゼル法等に関する説明会を開催する等、事業者への法に基づく手続き案内等を周知。 有識者検討会を開催し、水際対策に関する現行制度の点検を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策のあり方等について検討。 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法、パーゼル法の見直しを開始し、輸出対策の強化を検討中。 パーゼル法の見直しについて、平成29年1月23日まで意見募集されている「中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議報告書(案)」において、雑品スクラップの不適正輸出に関して、「現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべき」とされている。 また、リユース品については、今後の課題として、リユース品と電気電子機器廃棄物との区別に係る国際ガイドラインの内容も踏まえて、我が国におけるリユース品の判断基準については、適宜適切な検証を行うとともに、必要な場合には実効性の観点から更なる実態把握を行うべき等とされている。 | <ul style="list-style-type: none"> パーゼル法が改正され、雑品スクラップの不適正輸出に関して、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう整備を行う。具体的には、既存のサービス告示を踏まえ、法の規制対象物を同省令で明確化することとし、現場において客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、混合物を含めた判断基準を省令等に規定する。 また、リユース品については、引き続き国際的な動向を注視していく。 | 2.(5)1 段目 2.(5)2 段目 | 参考資料7 |
| | 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所や税関への情報共有等の連携を強化する。 | <ul style="list-style-type: none"> 国や関係機関と連携して取締りを実施。 | | | | |

類型Ⅱ-3) 不法投棄対策に関する取組

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------|-------|---|---|---|--|-----------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 不法投棄対策 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・両事業協力(※)について、自治体職員への説明の機会を捉えた周知等、当該事業の活用を促進する。 (※) 不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の不法投棄の状況等を合同会合で報告。 ・違法な不用品回収業者対策や不法投棄等の優良事例集を作成し、自治体に提供。 | | 2.(2)1 段目 | 資料2 |
| | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な監視カメラ・看板の設置、監視/パトロールの強化といった更なる不法投棄対策等を実施。 ・小売業者やタクシー、トラック、宅配業者郵便局等と連携した、監視体制を強化する。 ・家電製品協会が実施する両事業協力の活用。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシ・看板等による普及啓発やパトロール等の不法投棄対策を実施。 | | | |
| | 製造業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・両事業協力の申請書類の簡素化や内容の改善を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄未然防止で51市町、離島対策で16市町村に対して事業協力を実施。 ・平成28年度事業の公募より、申請書・報告書等の様式簡素化や手続回数削減、提出書類等の事務手続簡素化を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄未然防止で57市町、離島対策で17市町村に対して事業協力を実施。 ・平成29年度事業の運用についても、申請書・報告書等の様式簡素化を引き続き実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄未然防止で70市町、離島対策で14市町村に対して事業協力を実施。 ・平成30年度事業の募集分から申請に係る手続の大幅な簡素化、明瞭化を図るとともに手続きの手引きを新設した。 ・さらに、手引きについては常時閲覧可能とし、事務量が把握できるようにした。 ・平成30年度に向けて、不法投棄未然防止で72市町、離島対策で17市町村において手続を進めている。 | 2.(2)4 段目 |

類型Ⅲ：流通フローの把握精度の向上・
その他

類型Ⅲ 流通フローの把握精度の向上・その他の取組

| アクションプランに規定された具体的な取組 | | 実施した取組 | | | 工程表の 該当箇所 | 関連資料 |
|----------------------|---|--|--|--|--------------|------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | | |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・排出台数等の推計制度の向上及び推計でしか把握できていない情報の実態把握のための方策について検討。 ・可能な範囲で複数手法により回収状況等の情報を確認。 | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者により構成された「使用済家電の流通フローの精緻化に関する検討会」を設置し、排出台数の推計精度向上と流通フローの精緻化の方策について検討。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の審議会で示した新たな推計方法によって、排出台数を推計した。 | 1.(1)3段目 | 資料2 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄された廃家電の回収台数を把握(平成30年度までに把握していない市町村を0にする)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・約77%の市町村で不法投棄された家電の回収台数を把握。 | <ul style="list-style-type: none"> ・約77%の市町村で不法投棄された家電の回収台数を把握。 | <ul style="list-style-type: none"> ・約80%の市町村で不法投棄された家電の回収台数を把握。 | | |
| 製造業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施するフロー推計調査に対してデータ提供で協力。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラントにおける処理台数等の必要なデータを国に提供。 | | | | |
| 小売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃家電の引渡し先を正確に把握。 ・買換えと廃棄のみの台数をできる限り把握。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し先を正確に把握し、報告徴収等で国に報告。 | | | | |